

平成 20 年 5 月 12 日

水道局長 白 井 大 造 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-31-3 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 19 年 12 月 8 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、貴局が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報については、意見を付して処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 貴局としては、本発表会のような機会を捉え、日々の研究成果を対外的に発表することは、水道技術の蓄積、職員の士気向上及び水道事業の将来を担う人材の育成につながると考え、本発表会への職員出張を今後とも継続していく予定であること。
- (2) そのため、平成 20 年 1 月 10 日付けで「全国水道研究発表会論文等選考要綱」及び「全国水道研究発表会論文等選考実施細目」を制定することにより、論文の選考基準の策定、選考機関の設置等を行うとともに、参加計画書及び復命書の提出等、発表会の参加に必要な手続きなどを明確化したこと。
- (3) 業者との飲酒を伴う会合については、今後は行わないこと。また、平成 20 年 1 月 24 日付け事務連絡により、関係業者等との対応について、「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の遵守の徹底について周知を行ったこと。
- (4) 通報指摘の職員に対して、①行程の変更について事後であっても上司に報告すべきであったこと、②出張目的と関連する行動を取るべきであったことについて、上司から注意及び指導がなされていること。
- (5) 貴局が適切な出張旅費と認識する範囲の精算として、宿泊費相当分（9,900 円）と実際に利用した列車の寝台料金（3,000 円）との差額 6,900 円の戻入がなされていること。

2 意見

- (1) 学会での習得知識の職場への有効なフィードバック方法について、一層の検討を行われたい。
- (2) 平成 20 年度の学会参加結果を、参加者の復命書等を沿え、本委員会に報告されたい。
- (3) 業者との疑義を招く接触の防止に努められたい。
- (4) 出張先での無断職場離脱はサービス違反であるばかりか、それ以後の旅費支給も問題であり、本事案の再考を含めた制度の見直しを研究されたい。

(参考) 勧告の概要

- ① 職員出張を継続するのであれば、必要性の精査、参加者数、参加者の動向管理、復命方法及び習得知識の職場への有効なフィードバックの方法等について検討、改善を図ること。
- ② 通報指摘の職員に対して、出張旅費の精算を含め厳正に対応すること。